

紹介を希望する再生古紙取扱事業者を募集します 〈募集要領〉

〈募集の目的〉

市では、事業所から出る紙類の清掃工場搬入禁止（令和6年1月1日開始）に伴う紙類のリサイクル促進のため、紙類の回収や受入が可能なリサイクル事業者の情報発信を強化します。市ホームページ等での紹介を希望する事業者を募集します。

〈制度概要〉

紹介を希望する再生古紙取扱(回収・受入)事業者を募集し、市ホームページ等で、連絡先や取扱品目等の事業者情報を一覧表方式で紹介します。

機密文書処理事業者の情報についても別途作成のうえ紹介します。

【紹介開始予定日】令和5年7月下旬

〈募集内容・申込方法等〉

《対象者》紹介を希望する、大阪府下に事業所を有する再生古紙取扱(回収・受入)事業者
※受入については、有人の施設に限ります。

《取扱品目》新聞、雑誌、ダンボール、OA紙、その他の古紙、シュレッター紙、紙パック、機密文書、古布

※全ての品目を取り扱う必要はありませんが、古布のみを取り扱う場合は不可とします。

《第一次募集期限》令和5年5月31日

※この日以降も募集を継続しますが、紹介開始が遅れる場合があります。

《申込方法》次のいずれかの方法による

①堺市電子申請システム

②「再生古紙取扱事業者紹介一覧への掲載依頼書」(様式1)へ必要事項を記入のうえ、直接、又は郵送、FAX、電子メール

《上記②様式の入手方法》

・市ホームページからダウンロードしてください。

・ダウンロードできない場合は、様式をお送りしますので、資源循環推進課までご連絡ください。



二次元コード

堺市 古紙取扱事業所紹介 🔍

〈紹介一覧への掲載における注意事項〉

- 内容に不備がないか等を確認のうえ、基本的に掲載依頼内容をそのまま掲載します。
- 掲載内容について市が保証するものではありません。排出事業者との間にトラブルが発生しても、市は一切の責任を負わないものとします。
- 機密文書取扱いに関する情報の紹介は、自社で機密文書の回収と処理を一体で行っている事業者に限ります。

〈掲載後の取扱い〉

- 掲載内容に変更が生じた場合や掲載の中止を希望する場合は、「再生古紙取扱事業者紹介一覧の掲載内容変更等依頼書」(様式2)により受け付けます。
- 以下の場合は、市の判断により掲載を取り止めることがありますので、ご了承ください。
 - ・市民や排出事業者から苦情等があった場合
 - ・連絡が取れないなど廃業したとみなされる場合
 - ・法令に違反する等、紹介が適当でないとして市が判断するに至る事象があった場合

